

幸手桜まつり物産出品基準

(平成17年1月20日幸手市観光協会会長決裁)

(令和6年2月1日幸手市観光協会会長決裁)

(目的)

第1条 この基準は、幸手市観光協会が主催する幸手桜まつりにおいて、販売する物産について、規定を明確にすることにより、桜まつりの物産の質の維持、向上を図り、消費者の信頼を高めるとともに、幸手市のイメージアップに寄与することを目的とする。

(出品対象者)

第2条 次のいずれかの観光協会員事業者による直接の出品によること。

- (1) 市内に製造加工を行う事業所を置く者
- (2) 市内に販売を行う事業所を置く者

(販売対象品)

第3条 次に掲げるものは販売を認める。ただし、(1)は飲食店（営業許可等、法令に則った事業者）のみとする。

- (1)食料品（加熱調理をしないもの）
- (2)飲料品（酒類は、販売許可を有している事業者に限る）
- (3)文房具等
- (4)切手・はがき等
- (5)玩具等
- (6)雑貨等
- (7)その他桜まつり実行委員会が認めるもの

(認定要件等)

第4条 前条の認定にあたっては、以下の項目に該当するものとする。

- (1)お土産として、持ち帰ることができるもの
- (2)公序良俗に反していないもの
- (3)その他桜まつり実行委員会が認めるもの

(審査等)

第5条 物産品は事前に審査を行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、第75回幸手桜まつりの物産の出店から適用する。
この基準は、第91回幸手桜まつりの物産の出店から適用する。

(経過措置)

- 2 この基準の定める前に、幸手桜まつり実行委員会が物産品として認めたものは、この基準により認めたものとみなす。